

熊本県高圧ガス容器適正管理指針

1 目的

この指針は、高圧ガス保安法に基づき、高圧ガスを取り扱う者(販売事業者、消費事業者及び関係団体)が高圧ガス容器を適正に管理するとともに、放置された高圧ガス容器を迅速かつ適正に処理するなど自主保安活動の促進を図ることにより、放置容器等による災害の発生を防止することを目的とする。

2 適用範囲

この指針は、容器(高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第41条に規定する容器で内容積1リットル以上の容器をいう。)を使用して高圧ガスを販売及び消費する事業者について適用する。

3 用語の定義

(1) 販売事業者

高圧ガスの販売を事業とする者をいう。

(2) 消費事業者

高圧ガス容器に充てんされた高圧ガスを消費する者をいう。

但し、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」(昭和42年法律第149号)第2条第2項に規定する「一般消費者等」を除く。

(3) 関係団体

熊本県高圧ガス保安協会及びその他の高圧ガス保安団体をいう。

(4) 放置容器

現に所有者又は消費者が管理していない状態にある高圧ガス容器をいう。

4 販売事業者がとるべき措置

① 高圧ガス容器の受入及び引渡台帳を整備し、常に自社で取り扱う高圧ガス容器の所在管理を徹底すること。

② 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第40条第1号に定める高圧ガスの引渡先の保安状況又は液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号)第41条第1号に定める液化石油ガスの引渡先の保安状況を明記した台帳を整備し、常にこれを更新すること。

③ 高圧ガス容器は原則として消費事業者へ貸与することとし、また、常にその所有者を明確に識別できるよう管理すること。なお、高圧ガス容器を販売する場合にあっても同様とする。

④ 使用済み高圧ガス容器は迅速に回収し、消費事業者から依頼があった場合は、自社取扱い容器以外の容器であっても速やかに回収すること。

この場合、回収した自社取扱い容器以外の容器は、その所有者に返却する措置をとり、返却できない場合には、関係団体へ連絡すること。

- ⑤ 残ガスのある容器(バルク容器を除く。)であっても、引渡し後、原則として1年以上継続して同一の消費事業所に留置しないこと。
- ⑥ 高圧ガス容器の外表面腐食等が懸念される消費事業者に対して、高圧ガス容器の貯蔵及び取扱方法について指導を行うこと。
- ⑦ 従事者に対して、少なくとも1年に2回以上、高圧ガスの保安に関する教育を実施すること。
- ⑧ 少なくとも1年に1回以上、消費事業所における高圧ガス容器の管理状況等を調査し、必要に応じて指導を行うこと。
- ⑨ 事故等(容器の喪失・盗難を含む。)発生時に高圧ガス保安法第63条に基づき、関係機関へ速やかに通報できる連絡体制を整備すること。
- ⑩ 消費事業者に対して、高圧ガスを安全に消費するための適切な情報を提供すること。
- ⑪ 第5に掲げる「消費事業者がとるべき措置」の規定が遵守されるよう、消費事業者に対して助言すること。

5 消費事業者がとるべき措置

- ① 高圧ガス容器管理台帳を整備し、常に高圧ガス容器の受払い状況等を管理すること。
- ② 高圧ガスに関する保安管理体制を整備するとともに、高圧ガス容器の管理責任者を配置すること。
- ③ 高圧ガス容器は一定の場所で管理し、作業開始時及び作業終了時には高圧ガス容器の管理責任者が管理状況を確認すること。
- ④ 自己所有容器については、常にその所有者を明確に識別できるよう管理すること。
- ⑤ 使用済み高圧ガス容器(自己所有容器を除く。)は、直ちに販売事業者へ返却すること。また、残ガスのある容器(バルク容器を除く。)であっても、容器設置後、原則として1年以上継続して留置しないこと。

なお、自己所有容器に関して、今後使用する予定のないもの及び長期間貯蔵し、外表面腐食等が進んでいる場合は、速やかに販売事業者へ回収を依頼すること。

- ⑥ 高圧ガス容器は、湿気・水滴等の付着による外表面腐食が進行しやすい環境に保管しないこと。
- ⑦ 従事者(高圧ガス容器管理責任者を含む。)に対して、少なくとも1年に1回以上、高圧ガスの保安に関する教育を実施すること。
- ⑧ 占有する容器の管理状況について販売事業者から指導を受けた場合は、速やかに改善し、安全の確保に努めること。
- ⑨ 事故等(容器の喪失・盗難を含む。)発生時に高圧ガス保安法第63条に基づき、関係機関へ速やかに通報できる連絡体制を整備すること。
- ⑩ 高圧ガスを安全に消費するための適切な情報の提供を販売事業者及び関係団体から受けた際には、事業所内で当該情報を共有できる体制を構築し、従事者へ周知すること。
- ⑪ 関係団体等が主催する講習会へ積極的に参加し、保安に関する最新情報の入手に努めること。

6 関係団体がとるべき措置

- ① 高圧ガス容器の適正な取扱い並びに販売事業者及び消費事業者へ提供する保安情報等について、必要に応じて県と事前に協議すること。
- ② 当該会員並びにその他の販売事業者及び消費事業者に対し、講習会の開催等を通じて保安に関する情報を提供し、周知・啓発を図ること。
- ③ 放置容器等を迅速かつ適正に処理するため、放置容器等の処理体制や放置容器を発見した者から速やかに通報を受ける体制等を確立するとともに、これらについて関係者へ周知すること。

附 則

この指針は、平成25年1月16日から施行する。

熊本県高圧ガス容器適正管理指針の解説

本文	本文の解説
熊本県高圧ガス容器適正管理指針 1 目 的 この指針は、高圧ガス保安法に基づき、高圧ガスを取り扱う者(販売事業者、消費事業者及び関係団体)が高圧ガス容器を適正に管理するとともに、放置された高圧ガス容器を迅速かつ適正に処理するなど自主保安活動の促進を図ることにより、放置容器等による災害の発生を防止することを目的とする。	熊本県高圧ガス容器適正管理指針 1 目 的
2 適用範囲 この指針は、容器(高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第41条に規定する容器で内容積1リットル以上の容器をいう。)を使用して高圧ガスを販売及び消費する事業者について適用する。	2 適用範囲 「内容積1リットル以上の容器」には、簡易コンロのカートリッジボンベや殺虫剤のエアゾール缶、クーラー用のフルオロカーボン(フロン)の小さな容器のサービス缶などは含まれない。

本文	本文の解説
	※ 参照 * 高圧ガス保安法第三条第二項 第四十条から第五十六条の二の二まで及び第六十条から第六十三条までの規定は、内容積1デシリットル以下の容器及び密閉しないで用いられる容器については、適用しない。 * 高圧ガス保安法施行令第二条第三項第八号 内容量1リットル以下の容器内における液化ガスであって、温度35度において圧力0.8メガパスカル(当該液化ガスがフルオロカーボン(可燃性のものを除く。))である場合にあっては、2.1メガパスカル)以下のもののうち、経済産業大臣が定めるもの * 政令関係告示第四条 「内容積1リットル以下の容器」とは、簡易コンロのカートリッジボンベや殺虫剤のエアゾール缶、クーラー用のフルオロカーボン(フロン)の小さな容器のサービス缶などをいう。

本文	本文の解説
3 用語の定義 (1)販売事業者 高圧ガスの販売を事業とする者をいう。 (2)消費事業者 高圧ガス容器に充てんされた高圧ガスを消費する者をいう。 但し、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」(昭和42年法律第149号)第2条第2項に規定する「一般消費者等」を除く。 (3)関係団体 熊本県高圧ガス保安協会及びその他の高圧ガス保安団体をいう。 (4)放置容器 現に所有者又は消費者が管理していない状態にある高圧ガス容器をいう。	3 用語の定義 (3)関係団体 熊本県高圧ガス保安協会、JIMGA医療ガス部会熊本県支部、九州高圧ガス容器管理委員会熊本県支部、熊本県酸素協会などをいう。

本文	本文の解説
4 販売事業者がとるべき措置 ① 高圧ガス容器の受入及び引渡台帳を整備し、常に自社で取り扱う高圧ガス容器の所在管理を徹底すること。 ② 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第40条第1号に定める高圧ガスの引渡先の保安状況又は液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号)第41条第1号に定める液化石油ガスの引渡先の保安状況を明記した台帳を整備し、常にこれを更新すること。 ③ 高圧ガス容器は原則として消費事業者へ貸与することとし、また、常にその所有者を明確に識別できるよう管理すること。なお、高圧ガス容器を販売する場合にあっても同様とする。	4 販売事業者がとるべき措置 ① 高圧ガス容器の授受台帳を整備し、常に自社で取り扱う高圧ガス容器の所在管理を徹底すること。 ② 保安台帳を整備し、常に最新の内容に更新すること。 ③ 高圧ガス容器は原則として消費事業者へ貸与の方が管理が行き届くので望ましい。 また、高圧ガス容器は、刻印・表示などにより所有者を明確に識別できるよう管理すること。 なお、高圧ガス容器を販売する場合にあっても同様とし、容器所有者登録番号又は代理登録番号を打刻し、所有者を明確に識別できるよう管理すること。

本文	本文の解説
④ 使用済み高圧ガス容器は迅速に回収し、消費事業者から依頼があった場合は、自社取扱い容器以外の容器であっても速やかに回収すること。 この場合、回収した自社取扱い容器以外の容器は、その所有者に返却する措置をとり、返却できない場合には、関係団体へ連絡すること。 ⑤ 残ガスのある容器(バルク容器を除く。)であっても、引渡し後、原則として1年以上継続して同一の消費事業所に留置しないこと。 ⑥ 高圧ガス容器の外表面腐食等が懸念される消費事業者に対して、高圧ガス容器の貯蔵及び取扱方法について指導を行うこと。	④ 自社取扱い容器以外の容器であっても速やかに回収し、容器の所有者へ返却すること。 また、所有者が不明で返却できない場合には、九州高圧ガス容器管理委員会熊本県支部へ報告し、指示に従って処理すること。なお、費用が発生する場合は、「依頼者負担」が原則である旨を依頼時に伝えること。 ⑤ 引渡し後、原則として1年以上継続して同一の消費事業所に留置しないように「容器貸与契約書」に規定するとともに、1年以上貸与する場合は、その容器の安全性や貯蔵の状況を確認し、消費事業者と十分協議を行うものとする。

本文	本文の解説
⑦ 従事者に対して、少なくとも1年に2回以上、高圧ガスの保安に関する教育を実施すること。 ⑧ 少なくとも1年に1回以上、消費事業所における高圧ガス容器の管理状況等を調査し、必要に応じて指導を行うこと。 ⑨ 事故等(容器の喪失・盗難を含む。)発生時に高圧ガス保安法第63条に基づき、関係機関へ速やかに通報できる連絡体制を整備すること。	⑦ 少なくとも年に2回以上保安教育を実施し、その記録(資料等を含む。)を残すこと。 ※ 販売事業者の従事者への保安教育であり、事業所内における研修等だけでなく、災害を想定した訓練や関係団体等が主催する保安講習会等への参加も含まれる。 ⑧ 少なくとも年に1回以上、消費事業所へ出向き、容器の授受管理や貯蔵等が適切になされているかについて調査し、必要に応じて指導を行う。 なお、消費事業所外で使用する事が多く、事業所での容器確認が困難などのやむを得ない事情がある場合は、容器の管理責任者への聞き取り調査に代えることができる。

本文	本文の解説
⑩ 消費事業者に対して、高圧ガスを安全に消費するための適切な情報を提供すること。 ⑪ 第5に掲げる「消費事業者がとるべき措置」の規定が遵守されるよう、消費事業者に対して助言すること。	
5 消費事業者がとるべき措置 ① 高圧ガス容器管理台帳を整備し、常に高圧ガス容器の受払い状況等を管理すること。 ② 高圧ガスに関する保安管理体制を整備するとともに、高圧ガス容器の管理責任者を配置すること。 ③ 高圧ガス容器は一定の場所で管理し、作業開始時及び作業終了時には高圧ガス容器の管理責任者が管理状況を確認すること。	5 消費事業者がとるべき措置 ② 高圧ガスによる災害の発生を防止するためには、従事者全員が保安の重要性を認識することはもとより、保安管理体制を整備する必要がある。 また、高圧ガス容器の管理責任者は、高圧ガスの消費現場において、日常的に容器管理を行うことができる者を選定すること。 ③ あらかじめ高圧ガス容器置場を決めておき、作業開始時及び作業終了時には管理責任者が管理状況を確認すること。また、管理責任者の管理が及ばない場所等については、その責任者が管理状況を確認し、管理責任者へ報告すること。

本文	本文の解説
④ 自己所有容器については、常にその所有者を明確に識別できるよう管理すること。 ⑤ 使用済み高圧ガス容器(自己所有容器を除く。)は、直ちに販売事業者へ返却すること。また、残ガスのある容器(バルク容器を除く。)であっても、容器設置後、原則として1年以上継続して留置しないこと。 なお、自己所有容器に関して、今後使用する予定のないもの及び長期間貯蔵し、外面腐食等が進んでいる場合は、速やかに販売事業者へ回収を依頼すること。 ⑥ 高圧ガス容器は、湿気・水滴等の付着による外面腐食が進行しやすい環境に保管しないこと。	④ 自己所有容器については、容器所有者登録番号を打刻するか、容器の販売業者等と容器管理委託登録の契約を結び、管理すること。 ⑤ 容器の安全性や貯蔵の状況を確認し、販売事業者と十分協議を行ったうえで、1年以上留置することも可能。

本文	本文の解説
⑦ 従事者(高圧ガス容器管理責任者を含む。)に対して、少なくとも1年に1回以上、高圧ガスの保安に関する教育を実施すること。 ⑧ 占有する容器の管理状況について販売事業者から指導を受けた場合は、速やかに改善し、安全の確保に努めること。 ⑨ 事故等(容器の喪失・盗難を含む。)発生時に高圧ガス保安法第63条に基づき、関係機関へ速やかに通報できる連絡体制を整備すること。 ⑩ 高圧ガスを安全に消費するための適切な情報の提供を販売事業者及び関係団体から受けた際には、事業所内で当該情報を共有できる体制を構築し、従事者へ周知すること。 ⑪ 関係団体等が主催する講習会へ積極的に参加し、保安に関する最新情報の入手に努めること。	⑦ 事業所内における研修等だけでなく、災害を想定した訓練や関係団体等が主催する保安講習会等への参加も含まれる。

本文	本文の解説
6 関係団体がとるべき措置 ① 高圧ガス容器の適正な取扱い並びに販売事業者及び消費事業者へ提供する保安情報等について、必要に応じて県と事前に協議すること。 ② 当該会員並びにその他の販売事業者及び消費事業者に対し、講習会の開催等を通じて保安に関する情報を提供し、周知・啓発を図ること。 ③ 放置容器等を迅速かつ適正に処理するため、放置容器等の処理体制や放置容器を発見した者から速やかに通報を受ける体制等を確立するとともに、これらについて関係者へ周知すること。 附則 この指針は、平成25年1月16日から施行する。	6 関係団体がとるべき措置 ③ 現行の体制等について検証するとともに、より効果的かつ効率的な体制を確立できるよう、必要に応じて見直しを行うこと。